

平成20年10月17日

【部会長】 おはようございます。今日も朝からおいでいただきましてありがとうございます。

広報広聴部会も第4回ということで、ほぼ大詰めのところに今日はなりましたんで、また、よろしく委員さんの御意見をちょうだいしたいと思います。

今日は、条例の見直し及びそれから前文というところが協議するところですので、初めに事務局の方から説明をお願いいたします。

### 1. 条例の見直しについて <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 どうもありがとうございました。ここでのポイントというと、1つは見直しの期間をいつにするかということと、それから見直すに当たって、検討委員会というか、見直しを検討する委員会を設置するという、この2つになると思います。

まず、他の市は大体4年ということでありますけども、一応生駒市としては、それを5年と設定しておりますが、そこら辺をまず、期間ということに関して、何か御意見ちょうだいできるでしょうか。

【事務局】 これにつきましては、他市の部分は、多分、市長とか議員の任期というところで4年という設定をされていると思うんです。当然、市としての色々その他の計画等についても、例えて言いましたら総合計画等々については5年で見直し、5年以内という見直しになりますんで、こういうところに合わせさせていただいたというものです。

【部会長】 今、御説明いただきましたけども、本市としてはそういう意味で5年というのを設定しておりますが、その点、もうちょっと長くというよりは、他の期間、はい。

【飯尾委員】 実務的な話になるんですけど、これでいくと、検討委員会を設置すると。要は、検討委員会ができて、そこで検討して見直しということですよ。そうすると、前段階として、この検討委員会をどういう手続でいつごろ置くかということからやらないと、3年ぐらいやったら、こんなことやっとなるうちに、そこら辺の問題もあると思うんですよ。だから、この検討委員会を設置というのは、またどっか議会か何かで、またこの委員会を作

るというのをどこかで諮って、よっしゃと。そうすると、これ定例でどうやると1年に何回かしかかないから、こんなん、こういう設置云々だけで1年ぐらい恐らくかかると思うんですよ。だから、その辺の手続的手間を見とかないと、3年ぐらいで見直しという考え方ももししても、実際に実務的にそんなのできまっかということもありますんで。それちょっと実務的なそこら辺の手続的を頭に入れんことには期間も……。というふうに思うんですけどね。これ、細則か何か作るんですか、検討委員会の設置について。

【部会長】 それに関しては一応、会の方で何らかの形で、設置に関連するものを作るということにならざるを得ないですよ。そうしますと、そこである程度、今、飯尾さんの言われた部分を配慮しながらするかということになると思うんですけどね。したところでも、やっぱりある程度時間はかかりますわね。

【飯尾委員】 検討委員会で、検討に恐らく時間がかかると思うんですね。全部見直すということでしょう。

【部会長】 そういうことになりますわね。

【飯尾委員】 そうすると、勝手に検討委員会でやっていいんかいという話になるから、当然市民の方の意見も聴取とか、こんなんなっていると、設置で時間作って、次にその検討委員会でやってると、こんなんあつという間に二、三年ぐらいすぐたっちゃうん違うかというような気もしますしね。これ、実務的に考えたときにね。

【部会長】 はい、そうですね。

【飯尾委員】 慎重にちょっとこう考えんと。だから、3年とか適当にこう言うても、そんなんできんのかちゅう……。

【部会長】 ほとんど、そういう意味では意味なさないことになりますわね。5年とそうしたときに、5年以上になりますと、ちょっとまた、そういうことを、今言った状況を考えますと、結局6、7年という、実際のところそれにプラス2年ぐらいの。

【飯尾委員】 また、議会の審議ありますしね。

【部会長】 ということを考えますと、少なく見積もっても2年間の期間は必要となってきますよね。だから、実質的にそれが機能するとなると、7年から8年というサイクル、サイクルというか、そういうことになるということになるんですけどもね。だから、単にこの5年、5年というのにプラス、今言った市民の意見を何らかの形で聞いて、そして実施してという形になりますと、やっぱり2年ないし3年というプラスの期間が必要です。

【飯尾委員】 だから、この「5年を超えない期間」と書いているということは、実は

もう見直しというのは、議会で制定したら、もう2年ぐらいしてから、また検討委員会を作  
ってというふうにしないと、こういう、その5年ごとの見直しなんてあり得ないんちゃう  
かなという気がするんですよね。それこそ、常設の検討委員会みたいなのがあってね。

【部会長】 それ自身もどうするかですかね。

【飯尾委員】 というような感じがしますよね。

【部会長】 作って、そばから、その見直しのあれをするという……。

【飯尾委員】 いや、いや、そうじゃないと5年以内にとというのがね。趣旨はよく分か  
るんですけどね。実際の運用をずっと考えておるんで。条例をやっぱり改定するいうこと  
で。その細かい何か規程を改定するわけじゃないですからね。

【部会長】 結果的にそうした場合は、ほとんど見直したとしても、それは逆に形骸化  
して、あんまり短いとそれは形骸化してしまうということにもなるでしょうね。

【事務局】 それと、条例が制定された後においては、最高規範ですんで、最高規範に  
基づいて、今現在の条例が、この市民自治基本条例に沿うた格好で処理してるかというの  
も当然出てきますんで、この市民自治基本条例自体は、1年、2年で変わるもんじゃない  
ですけども、その中で、今、他の条例がどういう格好でそれが反映されているかというこ  
ろも、多分その委員会の方では見てもらう必要もあるんかなと、その進行管理的なもの  
で見てもらう必要もあるんじゃないかなと思ってるんですけども。

【上田委員】 私がね、ちょっとこれを読んだときに、あっと思って気になったことは、  
さっきおっしゃったみたいに、市長とかの任期で区切るということは、1つのところで部  
分評価みたいな形が出てくるであろうと。そこから考えるのと、その前にいろんな今おっ  
しゃった委員会みたいなんがあって、それから総合計画みたいな、これからのことに関し  
てのことと合わせて考えていくと、追うて、追うて、追うてきますと、ものすごい先の長  
い話になって、言ったときのそのことを考えている間に、市民の要望とか市の方向とい  
うのはまた変わってくる可能性もあるから、これはこの5年とかいう数字というのは、何か  
あってないような感じが自分ではしたんですよ。だけどどっかでこれを評価せんと、これ  
はもうなし崩しでずっと。で、最高規範というところがあるので、ほかのいろんな細かい  
条例の中でそれが出てくるから、やっぱりこれはどっかで区切らなあかんやろうと。最終  
的にいろいろ考えたら結論になったんですよ。ほんでやっぱりそうすると、今一番どっか  
ではじめをつけるのであれば、議会の運営とかいうと5年かなということが、自分の中  
であったんですけどね。すると、ほんならそれをどうしていくんやというと、やっぱり何ら

かの形でそれを常に見ていく委員会みたいなんがあんのがいいのか、そうすると細かに言うたら、百条委員会みたいなんが出てきたりして、そういうような形になんのか、その辺が自分の中で何かややこしくなってきた。

【部会長】 まず、そこら辺が恐らく、まだ定まっていないというか、どういう形でじゃ見直しというのを実際のところ、どういう形でやるのか。例えば市民の意見を聞きますと言ったとしても、どういう形でやるのか。これほとんど、実はここで決めない方がいいと、ある意味では、次の規程の方でやればいいので。これ自身としてはそういうことが可能な、そういう検討し得るといふ道筋をつけるということですから、ここではね。そうなったときに5年という期間というのは、今飯尾さんが言われたいろんなことを含めたときにどうなんだろうかと。かといってそれが6年、7年になったらどうなるかという、1つありますけどもね。だだ、正直5年だと何か……。御意見ちょうだいいたしましょうか。春見さん、そこら辺どのように今、御意見。

【春見委員】 私がいただいた資料は、これ、4年、たまたま誤植ということだったんですけど。4年ということですずっと考えながら見てたんですけれども、期間に関しては物すごい微妙なところがありまして、何とも断定言いづらいなというのがありますが、ただ、常日ごろからこれを見直しをかけるという点は、この、期間ごとに見直しをかけるではなく、やはりその情報収集云々等を考えれば、基本的にはこの市民自治検討委員会、先ほど、飯尾さんおっしゃったような委員会なんでしょうけど、立ち上げたら暇も時間も手もかかるだろうというようになるならば、今あるこういう委員会の継続という形で、随時何か見直しをかけるというアクションというのを起こしておくべきかなとは思いますが、大枠その裏づけがあつての期間に関して、4年、5年というのははっきり言うて、余り変わらないかなという気はしておるんですけど。

【部会長】 はい、ありがとうございます。今、言われましたように何らかの形で見直しの部分というのを、裏打ちがあるならば、4年でやると、まあ5年。しかし、その4年、5年というのはある意味では、ぱっと過ぎてしまう4年なり5年なので。ただ1つは、それ以上長くなるというのもどうなのかというのがあると思うんですよね。見直しの期間として。例えば6年というのはおかしい、おかしいというのはいえですけども、7年か10年かとなっちゃうとなると、これちょっと、いろんなことに対応できるかどうかというのがありますから、そうするとやっぱり5年なのかなと。その長さで、これ以上長くなるかということを見ると、ちょっとそれも、いわゆる変化に対応できるかどうかということ

を考えると、やっぱり5年かなという気もしないでもないですけどもね。ただ、それは見直しに対するシステムというか、それを何らかの形でシステムとして作っておくかどうかということだと思いますね。で、そうでない限りちょっとやっぱり5年であろうと、5年であったとしてもある意味では短いですね。と思いますけどね。

【荒井委員】 この基本構想をちょっと確認させていただきますと、5年を超えない期間ごとということ、5年以内という意味ですね。

【部会長】 はい。

【荒井委員】 分かりました。

【部会長】 そういうことですね。

【事務局】 当然そういうことです。で、5年以内に見直しさしてもらって、結果的に市民の方がそのままがいい、検討委員会でもそのままがいいんやったら、そのままいきますけども、その段階で何らかの必要性が生じたときは、その見直しについて検討していただいて、また条例の改正というのが出てくるというふうに。

【荒井委員】 それでね、何年ということについてはですね、私は、できるだけ期間短い方がいいと思うんです。理由は、最近の諸々の我々の身の回り、国内あるいは世界で見ただけの場合に、法律より諸悪の方が先走っておるわけです。大阪の個室ビデオの件にしても、あるいは、今騒がしておるサブプライムローンの問題にしても、法律より先走っておるわけですね。ですから、これから先考えられんような事態が発生する可能性が出てくるわけですね。それからしたら、期間はできるだけ短くということが1つ。それからそれに附随してですけど、途中で見直しの必要が生じ……。あ、これ入ってますね、分かりました。以上です。

【部会長】 できるだけ短くとの荒井さんの意見ですけども、1つは、例えばある意味では、これ基本原則のところですから、これが変化にさらされるということもちょっと逆におかしいような気もしますので、これはあくまでも何度も言われてますけども、市としての最高規範という位置付けで考えるならば、これはむしろこれに基づいてのいろんなサブの条例が、いろんな形で改正とかいろんな形でのあれはあったとしても、これ自身は余り変化をしない方がいいんじゃないのかなという気もするんですよね。最高規範であるから。ただし、であったとしても、これが対応し得ないものは必ず出てくるかも知れないから、やっぱりそれを5年という形で考えましょうかということだと思ってるんですよね。ですから、この基本条例そのものが変化に対応してるかどうかということではなく、という

ことと、もう1つは、さらにそのこれに基づいてのさまざまな条例がちゃんと社会の変化に対応し得るかどうかというのは、ちょっとそこで問題が別々というか、レベルがちょっと違うという気もするんで。ですから、今、荒井さんの言われた分の、むしろこれに基づいてのさまざまな条例が、いろんな変化に適應するかどうかということでしたら短い方がいいと。ある程度短い方がいいと思いますけれども、これ、ここで言います最高規範という言い方をされ、非常に基本的原則のことでしたら、それが余り短い期間ではちょっと対応し切れないんじゃないのかなというふうに思っております。

**【橋本委員】** 私も今先生がおっしゃったとおりに、最高規範ですから、そうしょっちゅう変えるものではないと思うんです。と言いますのは、平成16年から検討されている。既にもう4年たってまだ検討してるんです。ちょっと大昔に勉強して記憶が定かじゃないんですが、日本国憲法はいつ改正するかちゅうことは書いてないと思うんですね。だからまあ、あんだけもめとるんですけども、ああいうもめ方をするのはいかがとは思いますが、あれを5年とかね、何年と決めて、毎年、毎年でも改正やらないかんか、これ5年たつともものすごい短いと思うんです。だからむしろ、この荒井さんの意見と全然違うんですけども、期間を入れない方がいいんじゃないかなと。期間を入れないで、それはやっぱり世論がそうなってくるとか、それから、それに伴う下の条例がいろんな問題を起こすというようなことになってきて、そのとき初めて、最高規範のこの条例を見直そうという世論になってきたときに変えるというぐらいで。ここに書いてあります市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら、定期的に、という言葉も気に入らないんですけども、条例を見直す旨を、条例を見直すというぐらいにしとけばええんじゃないか。あんまりね、5年がええか3年がええかいうて多数決で決める問題でもないような気がしますし。年を入れなきゃええんじゃないかなと思います。期限だけに限ればね。だから、今先生が御説明になったその意図の条例ですので、5年とか3年とか決めない、入れない。いつでも見直すけどもずっと見直されへん、いう方が僕はいいと思います。日本国憲法は何年ごとに見直すとかいって……。条例はよく知りませんが、ソ連かどっかは、何か割合に見直すとか決めとるんかな。

**【荒井委員】** 憲法の話が出ましたけど、ちょっと横道逸れますが、最高規範云々言うてますけど、私はこの憲法より、我々の身近にある法律の民法あたりが非常に参考になるんじゃないかと思います。例えば、民法でこういうのがあるんです。隣との境界線に塀を作る場合、双方の合意の下に板塀を作るべしというのがあります。これ全部片仮名で明治

時代に作った民法です。しかし、現実に今これ板塀作るいうたらおかしいですよ。しかし、民法の場合は、改正はされません、見直しされません。されせんかわりに、専門用語使いますと、死文化、文章が死ぬと書きますけども、死文化しとるわけ。ですから、普通、ブロック塀あたりを作るいうことで落ち着いておりますけども。それから、もう1つあるんですけど、民法で、隣との境界線から1メートル以内に窓がある場合は、目隠すべき項目が民法に含まれている。それも、現実にそれやるとむちゃくちゃになるんですよ。ですから、完全にそれも死文化しておるといようなことで、話が焦点がぼけましたけども、憲法、憲法という話が出ましたもんで、ついでにちょっと申し上げました。

**【部会長】**　ただし、それについては私としては、これは生駒市、コミュニティ全体の問題ですから、この基本自治。ですから、民法の場合というと人対人の問題になって、生駒市全体の問題として考えますので、やはりこれは僕としては、憲法に位置付ける方がいいかなと思っております。

今、いろんな御意見いただきました。橋本さんの方から、まずは、いや実は、趣旨からして期限を決めなくてもいいのではないかと。ただし、見直すことができるんだという、見直されるべき条件、改正する条件というのが設定されるならば、これは別にその期間を定めなくてもいいのではないかというのは、これ橋本さんの意見で。だから、それに対して荒井さんは非常に明確にちょっと異なった意見として、むしろもっと短くしていろんな変化に対応できるようにしたらどうかというのが御意見、それから5年ぐらいがいいんじゃないかという、何となくそういうというたら叱られますけど、1つは見直しの期間として、もし決めるとしたら5年というのが1つ、いろんなことも対応の期間を含めて余り短くしない方がいいのではないかと、これは飯尾さんの意見はそういう形というのが、今のところ3つ大きく出ていると。

飯尾さん、そういうふうなまとめ方でよろしいでしょうか。

**【飯尾委員】**　見直しの期間は、4年でも3年でも7年でも、要は何年かて入れることに意味があるわけですよ。橋本さんはああおっしゃったですけどね。見直しは、期間を入れなければ、これどんな条例でも同じなんですよ。要するにどんな条例でも見直していかないかんわけですけど、だから恐らくこれ各市が言うてるのは、4年でも、とりあえず期間を入れればやらざるを得ないということで、恐らく各市さんは入れたんかなと。要は、5年か3年かの期間の前に、この期間を入れること自身に意味があるかどうかはちょっと。入れなければ、これはいつでもええよということになる可能性もあるわけで、逆に言えば

ね。大変に手続的にしんどい話になってきて、橋本さんのおっしゃるように4年かかると  
るわけですね。今度見直しはやりましょう言うても、これ検討委員会、私も実務的なこと  
ばかり言いますが、じゃ、検討委員会また作ったって、だれもこんなやってなけれ  
ば、もう一遍やり直しですわ。これ前文きっちり頭入れて、一から勉強して、そんなこと  
してる間にそんなもん1年ぐらいすぐたっちゃうと私は思うんですよ。そうすると飯尾、  
おまえもっとやっつけと、こういうような訳の分からん話が出てくる可能性がありますよ、  
ほんまに。ほんなんここで笑ってますけどね。やったやつが、その後検討委員会もやっ  
つけという可能性あるんですよ。

【部会長】 いや、結局そういうふうになっちゃいます。それがあある意味では、一番形  
骸化していることになる。これはある意味では、それこそ実は形式は整っているけど、形  
骸化しているんだということにならざるを得ないだろうということも、そうだと思います。  
それともう1つ、飯尾さんの御指摘の期間を定めるということは、実はそこで動機づけ、  
市民がこれに対する興味、常に監視を、常にというか、何らかの関心をもたらせる、持っ  
てもらおうべく、そういう動機づけ等としての期間の設定というふうなところが1つあると  
思うんですよね。その期間の設定というのは。そういう意味では、僕は橋本さんの意見に  
賛成できないですけどね。何らかの形でやっぱり、これはまさに広報広聴に関連しますけ  
ども、こういうものがあるんだということ、やっぱり常に知ってもらおうようにすることも  
実は必要だと思います。という意味で、やっぱりそういう意味での期間の設定だと思うん  
ですけどもね。ただ、それだけに、余り短いのも逆にまた、動機づけするものがどこかで  
常に形骸化してしまうということが、マンネリ及び形骸化してしまうということを、どう  
避けるかということを考えなきゃならん。これ自身の文言だけじゃなくてね。とは思いま  
すんで、それは飯尾さんが御指摘になられておると。

【上田委員】 直接、この私たちが最高規範やと思って、もちろんそれをちゃんとして  
いるわけですけど、ここが直接変えるっていうことの起こる問題の前に、そのことに基  
づいてこれから色んな条例案とか見直しに入ってきますでしょ、そこから上がった声が、今  
回はこれを動かすことになると思うんですよね。だから5年で言っても、今回特に、一  
番最初は多分色んな意見が出てくると、自治基本条例に基づいて考えたけど、やっぱりこ  
こはとか、今もう既に出ていますその住民投票で決めましょうとかいう部分のところとか  
が、多分、いろんな形のところが、今回一番最初に特に出てくると思うんです。だけど、  
それが終わって皆が落ち着いた条例の下でやってる中でいろんな問題が出てきたときに、



そこからの意見が出てきて、自治基本条例ももうちょい考えますよということが出てくるから、そういうところにアンテナ張ってて、やっぱりいらわなければいけないわけで、それが思うと、やっぱり一番短い期間でいくと5年かなと、ただそっからかかって変わっていくという部分が出てくると思う。それは何をやってもそういうことで早急にはいきますけど、いってもやっぱり1年、1年半とかいうのは絶対かかりますしね。だからやっぱり、今その生駒市のことのいろんなことを思うと、5年という線がいいんじゃないかなという気はしてるんですけど、その根拠について何とか次のことはと言われると、私もさっきみたいな形になってきて、そやけどなという気はしますけど、やっぱりこの線というのが、多分基本的に考えるとやっぱり一番いい線じゃないかなと思いますね。

【部会長】 まず、期間を定めるということの持つ意味と。それから現実問題、何か起きたときのいろんな対応ということとか、それからその他諸々でやっぱり5年というのが、1つの妥当な線ではないかなという御意見をいただいておりますけど、ほかに、山田さん何かこの件でございませうでしょうか。

【山田委員】 こういういろんな会議をしたときに、やっぱり考えるとしてはすごく分かりますよね。だから、他の人は何が分からないか分からないというのがありますので、そのの、よく分からない人間としてみたときに、どう思うのかなというの分からないというのが必ず出てくる話ですね。で、今の本当に、これを見直す期間のことやとか、他のそれをいいようにどうやって決めんのかと考えたときに、それにかかる時間とか考えるとあれやけど、やっぱり何かこう、ある程度のものは1つ形を残しておいておかないと、何かそのまま、それは一体そうしたらどこでどうなるのというのが全然分からないままになるのかなというのと思うんですけどね。

【部会長】 結局、いわゆるコストの問題になりますわね。

【山田委員】 やっぱりそんなに簡単に変わるもんじゃないから、1回目はまずあれとして、その後はどうなるかなという……。

【部会長】 これは準備委員会から始めて4年ですから、4年前、5年前のことを考え、5年でしょうかね。

【山田委員】 5年というのは5年切ったときに、5年目に、じゃ考え、もう一回見直しを始めますよという形になるということですか。

【部会長】 そこもちょっとあいまいですよ。

【事務局】 あくまでも5年を超えない期間ごとにですんで、それまでに。

【部会長】 それまでです。

【山田委員】 に、そういうあれは始めるっていう形が可能性……。

【飯尾委員】 もう3年目ぐらいから検討委員会作って、私、実務話ばかり出てきますけど、3年目ぐらいに検討委員会作って、その辺から市民の色々御意見聞いて検討してやって、4年目たって、はっと気がついたら、もう5年目ぐらいに答申という形だと思いますよね。

【事務局】 そういうものもありますし、先ほど春見さんもおっしゃられたみたいに常設型で、一応市の進行管理もごさいますんで、そこでずっと見といていただいて、その中で色々市民の意見を聴取する方法等も検討していただいて、それで例えて言うたら3年目、4年目に見直しをかけていくと、検討に入っていくと、現状というものを踏まえて検討に入っていくというのも当然あることかと思えます。

【部会長】 ここは5年を超えない期間ということが1つ、言い方としては。

【飯尾委員】 これ常設型はどういうの考えられているんですか。

【事務局】 今のような格好ですね。今のような。

【飯尾委員】 これがずっと続いているという。

【事務局】 こういうふうな常設型で、条例を設置された後において、その検討委員会というのを設置させていただいて、その中で進行管理的なものも条例の見直しのものも考えていただきたいと。

【飯尾委員】 1年に何度かお会いするわけですか。

【事務局】 当然そういうふうな格好になってくると、それはまあひょっとしたら1年間に数回開催させてもらう分もあるやろし、もしかしたらないかも、ないときもあるかも分かりませんが。

【飯尾委員】 なんとなく分かるけど。

【部会長】 雰囲気としてはね。結局、5年以内にということで。

【飯尾委員】 やっぱり期間を入れないと駄目やと私は思うんです。

【部会長】 そうですね。

【飯尾委員】 これは私の意見なんです。

【橋本委員】 作りっ放しやないですよという意味で、期間を入れないといけないということはよく分かるんですけど、納得のしようが違う。5年たったから見直すのかというのと、いつ見直すかわからんという表現だと、随分、何と言うかな。

【事務局】 インパクトが違う。

【橋本委員】 重みじゃなくて何かその効力が違う、ちょっと見たときの感じが違うと思いますのでね。これ今、これは決めるわけですか。今、決めること、決めないといけな  
い？

【事務局】 一応、条例案としてこの委員会の方で作らなあかんのです。

【橋本委員】 いや、まあ、入れることに、そんなにむちゃくちゃ反対してるわけやな  
いので。

【飯尾委員】 橋本さんのおっしゃるんよう分かります。本来は、見直ししていかなあ  
かん、せやけど精神規定だけに終わる可能性が多々あると思うんです。だから何のために  
これ見直し規定おいてあんのかと。どんな条例でも見直しはせなあかん。

【安原委員】 そうそうそう、そういうことです。

【部会長】 だから一応。

【安原委員】 5年というのが一番ええよ。

【橋本委員】 10年なんて書いたら、おれ生きてるかなと思う。5年やったらまだ生  
きてるんじゃないかなと。

【部会長】 橋本さんの貴重な御意見もありましたけれども、一応これで期間を定める  
ということは橋本さんの方も納得していただきましたし、一応それで、5年というのが、  
3年では今言った手続から全部ちょっと。

【橋本委員】 3年しかもたんような条例考えたんかと怒られそうですね。

【飯尾委員】 4年考えて、3年しかもたんいうのはつらい。

【橋本委員】 おまえら作ったん3年ぐらいのつもりで作ってんのかと言われたら困り  
ますし。

【部会長】 ということもありまして、一応5年ということでまとめさせてもらえたら  
ありがたいんですが、よろしいでしょうか。荒井さんちょっと、これは5年を超えないと  
いうことで、ですから、その間の見直しは可能だということちょっと納得していただ  
けたらと思います。ということで一応原案どおり、一応そして5年ということで設置をする  
ということも含めまして、原案どおり。

【事務局】 条例案で提示させていただいたとおりで5年ということで、御決定いた  
いたわけですが、ちょっと見出しが抜けておりまして、括弧書きで条例見直しという  
ような見出しを入れさせていただくということで。

【部会長】 はい。そうでしたら、次、第2の案件といたします。

## 2. 前文について（事務局・検討資料読み上げ）

【部会長】 どうもありがとうございます。大変、ほかの市に比べて色々盛りだくさんなところがあるあれですけど、まず、皆さんから御意見をちょうだいしたいと思います。御一読した感じいかがでしょうか。橋本さん、何か。

【橋本委員】 どなたがお考えになったか知りませんが、生駒市のやつね。川端康成かだれかに書いてもらったかどうか。生駒の出身のどなたか素晴らしい、そういう例えばコピーライターがいたらいいんじゃないかなと思いますけど。僕は条例というものとかこういうものの関係は、条例の勉強してませんからよく分からないですけど、こんなん要るんですかね。

【山田委員】 ただ、これ、去年度の終わりのときに考えかけて、市の方でお願いしますと言うて、地域についてのことやとか、何かこう言ったこととか、全部やっぱり入ってるなど。

【橋本委員】 もうちょっとロマンチックな文章だったら、川端康成に書いてもらったら……。

【部会長】 正直なところ、ごった煮の、私がそういうふうに言うてあれですけども、ちょっと整理し切れないごった煮的なところがあるのかなという気がしないでもないです。

【橋本委員】 でも、先生の講義も含めて、名講義は前書きで終わると言いますから、前書きは非常に重要だと思うんですけどね。前書きを読んでもらったら、あとの条例はそんな細かいこと読まなくても分かるというようなことを出さないといけないと思いますので、重要だとは思いますが、この文言をこのメンバーで決めるちゅうのは僕は至難の業やと思います。したがって、だれかいい作家を呼んできて、生駒出身のいい作家いないですか。その人に書いてもらったらかと。こういうロマンチックな名文だったらですよ。こんな僕ら、これは要らないと思う。日本国憲法の前文じゃないんで。要は、地方分権と言うてきた背景は、中央集権で成り立たなくなったから、皆下へおろしてきたわけですからね。だから、もう最後の二、三行のこの私たちは、年齢や性別、国籍など云々……。この2行ぐらいいんじゃないかな。だから山田さんの御指摘で、去年我々がいっぱい言うたのが先送り……。

【部会長】 したところで。

【山田委員】 こんなん入れてほしいて、すごいろいろ……。。

【橋本委員】 いろいろ言ったのは覚えてますけど……。そのときの言うてることと、今の言うてることと多少違うかも知れませんが、これはしんどいですよ。これを作るっちゅうのは。

【部会長】 飯尾さん何か。

【飯尾委員】 難しいですな。あんまり細かく書くと、もう見直しの話になってきますので、この中身が。

【部会長】 例えば、少子高齢化云々、これは今現在そうやけど、これからのときがどうなるかと、それから。

【飯尾委員】 それから、景気の低迷によって……。

【部会長】 なんていうのは今現在の話です。

【飯尾委員】 景気の低迷は分かりませんがね。今、えらい低迷している。

【部会長】 今はそうですけど。

【飯尾委員】 ほなすぐ前文の見直しということが。

【部会長】 出てくるんでしょうね。

【橋本委員】 5年もたなあきません。

【部会長】 これでまたバブルが来たらどうするんねんという、いろんな危険性をはらんでいる、だから前文ですから、前文余り手を入れないで、前文から見直しがかかるとちょっとしんどいかなと。これ、それともう1つは、ここは夢を語っておけばいいのかなと。と言いますと、そうなる結局、何ちゅうか、いろんなものをちょっと入れ込み過ぎたのかなという気がしないでもないですよ。それから住宅都市、この近年は住宅都市ですけど、もともと生駒はそうではなかったですからね。

【荒井委員】 この文章そのものは、内容はすばらしいかと思います。ただ、硬過ぎるくらいがありますから、もっと柔らかくして、市民が分かりやすくする。それから今先生が言われたように、夢ね。これを入れて、文章にやっぱりちょっと華があるような文章、えらい抽象的なことばかり言うとしても、おまえ書け言うたってなかなか書けませんけどね。それでね、これ条例ができて市民に公布しますよね。情報公開の。最初から最後まで読む人おらんと、少ないと思いますね。そしたら、やはり新聞の書き方が参考になると思います。見出し、それからそういうような形で確定して、とにかく先程の条例の見直し

に基づきましたように、市民の意見を聴取しというのはこれ非常に大事なことで、だから、独自の条例があって、それが守られておるかどうかが大事ですから。もっと話進めまして、具体的には、下から1、2、3、4、5行目、安全で安心な云々とかありますけどね、そこへまちづくりのスローガン何か書いてますけど、例えば、住みやすいまちづくりとか、住み続けたいとか、訪れてみたいとか、これ、先程宝塚市にありましたけども、そういうのも入れてなるべく分かりやすくするというのが肝心だと思います。それから、もう1つ質問があるんですけど、西の京丘陵言うたらどこですか。聞いたことなかったです。矢田山地とか矢田丘陵。

【事務局】 向こうの山波見えてるの矢田丘陵なんですけどれども、矢田丘陵のもう1つ向こう。

【部会長】 だから、六条とかあっくら辺の丘陵地帯、今随分開発されてるけど、あっくら辺ですか。

【事務局】 そうですね。

【部会長】 奈良の六条とか、六条緑とかあっくら辺の丘陵地帯、随分と今住宅地になっちゃって。

【事務局】 開かれています。

【事務局】 生駒市と隣接してるところがございますんで。ですんで矢田丘陵……。

【橋本委員】 だから私が、えらいしつこいんですけども、やっぱりそれは川端康成みたいな人に、ここを抜けると生駒だったと書いてもらったらいい。

【荒井委員】 あの世に行ったから。

【橋本委員】 いやいや、だから、川端康成的なそういう人。そういう有名人に書いてもらうと金かかりますわね。書いてもらいますと、この条例に一番いいんじゃないかなと。

【部会長】 基本的にそうすると今までの。

【事務局】 一応これについては、去年の基本構想の段階で市の特徴とかいう項目が出ましたんで。

【部会長】 それをだから、それを全部前文に……。

【上田委員】 言うだけ言うて、それで書かせて、ものすごい気になって私も読んで、いやこれで、おおと思ってもって。最後のところ生駒市のまちづくりからでええん違うかなと思うて、ほな、あんだけわあわあ宿題にしたんは何やったんやろかと。

【部会長】 時間的に今日決めなきゃならんのですか。

【事務局】 一応、ほかの部会も関連するんですけども、最終的に今度全体の検討委員会を11月の21日の金曜日に、各部会の方の協議が終わりまして、それもう一回持ち寄らなあきませんので、それを11月21日金曜日と思ってるんですね。ですので、それまでにもう1回部会を開いていただいて。

【部会長】 これは、ちょっとこの文章で、これまでのところとはちょっと別で、ちょっとこれ文章大幅に考えなきゃならんかなという気はしないでもないです。もし時間が、時間的に余裕が多少ともあるんだったら、もう1回無理ですか。というのは、ちょっと多少の修正では、ちょっと例えば……。

【飯尾委員】 ですが、皆、私も含めてああやこうやと言うのは簡単なんですけど、だれがこれを、いやいやそんな橋本さんあんな言うてるけど、ほんじゃあ橋本さん、おれが書いたろかと言わへんでしょ。恐らく、私でもそんな堪忍してください。だからそこなんですよね。これ皆で半日ぐらいぐじゃぐじゃやったら、ほんならどうなんや言う、恐らく橋本さんおっしゃるのは、ある程度この辺が分かってて、そんなにもう、あの人やったら皆納得ぐらいの人に書いてもらうのがというようなね、いうことになってくるんでしょう。そんな、私がもしこんなやったら、こんな同じですわ。

【橋本委員】 皆にたたかれてね。

【飯尾委員】 そうそう。退場したりして。

【山田委員】 条例案の提示でそんだけ詳しいことが必要なんかなっていうのが……。

【部会長】 この場合、前文ですから、ほかをちょっと見てますと、意外とさらっと……。

【飯尾委員】 ちょっと性格が違いますよね。

【部会長】 今までのところとちょっと違うので、それはやっぱりある程度その流れとして、全体がね、だからいけるかどうかということ。だから、そういう意味でこれではちょっとしんどいかなという気がしないでもない。

【飯尾委員】 だから、本気でやるんやったら皆さんね、全部案持ってくるんですよ。もう飯尾案、山田案ね、上田案。ほんで全部あれだけ言うたんやったら、皆書いて一遍あっち出して、もう一遍委員会で、上田案どうや、山田案で皆読み合うて、ほんでこうやると。検索しながらね。

【橋本委員】 これ要るから、これ取りましょかと。

【飯尾委員】 そうそう。とりあえずこれをたたき台にして、各自の案を全部出すと。

そやないと先に進めません。

【部会長】 とにかく今日、これで決めるのはちょっと無理やろなというのは。今日これで決められへんでしょう？

【飯尾委員】 ということは、各自が案を持ち寄ると。

【橋本委員】 案、持ち寄らない限りは飯尾さん言われるように、案を持ち寄らない限りは、また2週間後に集まってもね。

【部会長】 同じことやと。

【飯尾委員】 そんなん一緒やと思いますよ。そやから責任持ったの発言になりませんわ、恐らく。

【部会長】 そうしたら、皆さんに持ち寄っていただくという。

【橋本委員】 宿題か。

【部会長】 はい。

【事務局】 これをたたき台にさせていただきながら、皆さんにまた再検討いただいて御意見いただくということで、意見集約ができてくるのかと思うんですけども、基本的に去年の基本構想の中で、基本構想におきまして、市の特徴を入れましょう、目指すべき市民自治の都市像を入れましょう、それとそれに必要となるキーワードは何か、それと条例制定の目的、この4項目を一応入れていこうと。

【橋本委員】 それは皆さんが頭に入れて、それぞれ……。

【事務局】 そういうベースがある中で、この構成、条例案としては、提示させていただきましたのは、市の沿革と特性をまず示していく、それとどんな課題が今あるのか、確かにさっき飯尾委員さんおっしゃられたように、今現時点では、少子・高齢化とか景気の低迷とかというような言葉がひっかかりはあると思います。ただ、その辺は、これは平成何年何月から施行するということで規定になりますんで、その時点での条例というような解釈もできると思うんです。それとあと、盛り込みたい項目としましては、生駒市に市民憲章という憲章がございますので、その要素を、今先程荒井委員さんおっしゃられた、下から5行目あたりのところに、5つの項目を盛り込ませていただいております。その市民憲章の理念、それを基本理念とするというような形でその文言を入れているということと、それと幹事会で前文の中でまちづくり定義とこの言葉の定義をしていこうというような議論もございまして、住民自治、団体自治と、それとハード・ソフトを含む生駒市づくりというのをまちづくりというふうに位置付けますよというような言い方で、ここに定義



をさせていただいている部分というのがございます。それと、そういうことを踏まえまして、議論をいただきながら、あえて今回は条例解説案というのを設けてないというのはそういう趣旨でございますので、よろしく御理解の程お願いします。

【部会長】 特に、苦勞したところだと、まちづくりの文言としても硬くなっちゃうし、そこら辺だと思っんですよね。

【事務局】 こういううたい方をしておいて、条例解説案の中でそういう考え方を、段落ごとに解説をしていくという形にもなるかと思っんですけれども。

【部会長】 はい、分かりました。少し全体として結局、いろんなことを盛り込めと言っって、盛り込み過ぎたと言っうのも非常に、あのあれなんですけど。

【事務局】 ほかのところに比べたらかなり長いと思っます。

【飯尾委員】 これ、何文字ぐらいを想定されているんですか。前文は。一応の想定値は。

【事務局】 文字数の想定ですか。各市見てましても、長短いろいろあるわけです。

【部会長】 そうですね。でも、あんまり長いのは……。ちょっとやっぱりこれは長過ぎるかなという気もしますので。これで何字ぐらい？

【飯尾委員】 これで21行ありますから、横文字、40ぐらい。

【部会長】 2枚か、800字か、700字。そしたら。

【飯尾委員】 まあ、段落あるから600から700の間ぐらい。

【部会長】 600から700。原稿用紙1枚から2枚ですね。ちょっと長過ぎる。

【橋本委員】 冗談みたいなこと言っうて申しわけないんですけど、ほかの町もあんまり大したこと書いてませんね、これね。これを読んで生野町に住みたいと思わないですもんね。

【飯尾委員】 難しいですよね。

【部会長】 とにかく、今日としましては、一応これ宿題ということ。

【飯尾委員】 各案を一遍向こうへ出っして、向こうの方からその各案を集約してもうて事前にまた送っってもらっうということ。

【部会長】 そうですね。

【飯尾委員】 いきなりその……。

【部会長】 はい、はい。ここでいうのは大変ですから。

【飯尾委員】 だからやるんでしたら、一遍それぞれの案を向こうへ出っして、向こうか

ら事前にそれぞれの案を飯尾案とか、橋本案……。

【事務局】 一覧表にするか、比較検討を。

【飯尾委員】 そうです。そうです。それをして、それを頭に入れてからやっぱり議論していく。だからたたきはここになると思うんですね。

【部会長】 前文ですから、やっぱり非常にそのぐらいのプロセスを経て。

【橋本委員】 だれか納得する生駒の人いませんか？

【飯尾委員】 だけど、これ例えば弁護士先生とか、そういう国のどうのこうのやったって、皆一緒でしょう。

【部会長】 同じ。あんまり大した人いないって。

【橋本委員】 だから、その人の名前が出てくる。中身はともかくとして。

【部会長】 その発想はやめた方が……。

【飯尾委員】 それは余りにも権威主義的になって……。

【部会長】 その発想はよくないよ。ですから、一応ちょっとユニークな橋本案はありましたけど、一応私たちとしましては、飯尾さんに近く、皆これに基づいて大体、この字数としては大体600ぐらいですよ。600字ぐらいで、期間としては2週間ぐらいですか。

【飯尾委員】 考えるのは1週間ぐらいで考えられる。

【橋本委員】 採用の分には。

【部会長】 日程的にいかがでしょう。

【飯尾委員】 いや、だから、次の会議をいつにするかにかかるとやないですか。

【部会長】 そうですね、次の会議。

【飯尾委員】 その日程をまず決めていただかないと。

【橋本委員】 ほかはもう第5回とかいうて、聞きましたね。

【事務局】 そうですね。

【橋本委員】 これは第4回ですか。

【事務局】 ここは第4回です。だから当初……。

【橋本委員】 これは終わりですね、4回で。

【事務局】 と思ってたんですけども、今こういうことですので、もう1回と。先程も言いましたんですけど、全体の検討会も関係ありますんで。

【部会長】 あれは11月21日か。

【事務局】 一応21日の金曜日、皆先生方が。

【飯尾委員】 ということは、3日の週ぐらいになるんですか。

【安原委員】 金曜日でんな。21。

【飯尾委員】 金曜日というと、7日。

【部会長】 7日ですんで、はい、7日よろしいですか。

【橋本委員】 済みません。どういう意味ですか。21日が全体。

【飯尾委員】 いや、だからそれまでにこちらでやらないかんとすると。11月7日ぐらいに……。

【部会長】 14日が幹事会なんですよ。だから、一つ一つ詰めていくと、7日で、私、31日まで中国に行くので。

【飯尾委員】 ありやりや、頑張ってくださいね。野口案も出るんですよね。

【部会長】 はい。

【橋本委員】 皆さんに期待されておる……。だれも出さずに野口案だけやったて。

【事務局】 一応ここでおられる方だけでも、日にちだけを決めておいてもらわないと。

【飯尾委員】 7日でええんじゃないです。

【部会長】 7日にします。

【橋本委員】 7日に会議があるから、それまでに出さないといけない。

【部会長】 はい。

【橋本委員】 7日て何曜日やった。

【部会長】 金曜日です。

【飯尾委員】 朝10時からですか。

【部会長】 はい。

【飯尾委員】 そうすると事務局にはいつまでに出せばいいんですか。

【山田委員】 今月いっぱい。

【飯尾委員】 今月いっぱい。だからそれを皆さんに事前に見てもらわないかんでしょう。

【事務局】 だから普通でしたら1週間前ぐらいには、もう、この次第と案文出させていただいていますんで。

【飯尾委員】 そうすると普通やと、普通やと来週。

【事務局】 24日ぐらいにいただけたらありがたいですけどね。

【飯尾委員】 メールで飛ばしゃ、ええんでしょう？ メール、大体皆さんできるし、無理な人はファクスか何かで。shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jpへ送りゃあええんやろ。

【部会長】 そうでしたら一応大体、できるならば24日、来週ぐらいまでにといい。

【飯尾委員】 そうですね。

【部会長】 提出するという原則をいたしまして、そして11月の7日の10時からこの前文だけの検討会を開くということで、きょうは終了させていただきます。よろしいでしょうか。そしたらそれでお願いいたします。ということで今日は終わらせていただきます。